

# 最近の労働組合運動からの二、三の論点

高知短期大学名誉教授 芹沢 寿良

## 「年越し派遣村」運動とその後

**日** 本の労働組合運動と社会的諸運動が増大する貧困と拡大する格差との闘いに取り組んでいるなかで、100年に一度という世界的な経済危機が発生し、間髪を容れず財界、大企業は派遣労働者を中心とする非正規労働者の職と住を一挙に奪う無慈悲な大量首切りを強行した。これに対して社会的諸運動が先頭に立ち、労働組合運動が幅広く支えて政府に生存権を守る緊急施策の実施を求める新しい異例の「年越し派遣村」運動が、その後一定期間、東京をはじめ全国各地で展開されたことは周知の通りである。それから8ヶ月。この間にこの運動の実行委員会は、経過と成果を確認して解散されたが、この運動の一翼を担った団体やグループ、社会政策学会、日本労務理論学会などで今後の運動実践にいかさるべき教訓をもつという観点から議論が行われている。

労働組合運動分野でのこの点の状況をみて見よう。

私は、7月31日、8月1日両日の全労連臨時大会における討論を完全に傍聴した。大会議案は「年越し派遣村」を契機に生活・相談の取組みが全国各地に広がり、雇用、住宅、生活保障を政府に迫り、制度改善を求める運動として発展していると高く評価し、全労連関係では、1月から7月の間に45都府県・240ヵ所以上で、様々な形態で取り組まれ、1068人が労働相談員などで参加し、5738人が相談に訪れ、120人が労働組合に加入し、生活保護申請を742人、労働局申告を21件おこなわれていると報告している。

討論には43人が立ち、半数以上の中年、若手を中心にした男女代議員が地方におけるこの運動への取組みや関連する最低賃金引き上げ、公契約運動、組織拡大運動について積極的に発言し、労働者国民の利益を守って奮闘する全労連運動への自信を深めたことを表明していた。大会が、こうした討論を通して、今後も方針実践のために「すべての単産・地方組織の力を結集し、広範な国民諸階層との共同を一層発展させていく」（大会宣言）、そのために、連合や全労協の皆さんにナショナルセンターの枠を超えた要求実現のための「大同団結」を心から呼びかけたい（大黒議長挨拶）としたが、これは今日の情勢が労働組合運動に求めている基本的運動姿勢を全労連として素直に示したものといえよう。

連合の「年越し派遣村」運動に対する対応は、構成組織の内部事情から複雑であったことはいろいろと報道されているが、現在までのところ責任のある公式の評価（事務局長談話など）のようなものは出されていない。連合・非正規労働センター長の龍井葉二氏が、個人論文の形で「年越し派遣村」運動のことについては一切触れずに、連合傘下の民間当該組合は悩みながら非正規労働者問題に対応してきたし、地方連合会も労働相談を通じて、この一年半に57組合・1406人に達していることを明らかにしているだけである（『情況』09年7月号「労働組合運動から社会運動へ」）。この運動で中心的な役割を担った連合全国ユニオンや全労協、その他の非連合運動組織の評価は、全労連のものとそう異なったものではないと思われる。

## 労働者派遣法の抜本的改正をめぐる動向

**労** 働者派遣法の抜本的改正運動は、政府、財界が「労働雇用法制改革」の最後の課題として、同法のあらゆる規制の全廃をめざしていることに反対し、07年以降、関係労働組合と野党との共同行動の取組みが着実に重ねられてきていた。その間、連合や民主党内に「異見」があり、その影響ですっきりしたまとまりへ進まないとされていたが、5月14日の「実現しよう国会で！ 派遣法抜本改正を求める集会」で民主党代表が皆さんの要求で法改正をめざし最後まで闘うと声を大にして約束、会場から強い拍手が送られた。私もその集会に参加していたが、共同の前進にホットしたことを覚えている。

最近、マスコミがいわゆる「派遣切り」やワーキングプア、貧困、格差問題への関心、報道等をトーンダウンさせている。そんななかで、派遣業者団体が、専門研究者の抜本改正への疑問も利用して、労働者派遣法改正反対の署名運動などのキャンペーンに乗り出し、派遣労働者に署名を強要するとともに、また署名集めを行わせている。また、ある関係する民間大単産が、「非正規労働者への連帯」カンパ活動で集めた金額の大半を派遣業者とその団体に寄付したことが明らかになり、話題となっているが、これはどのような理由を付けたにせよ、今日の派遣労働問題の本質から不可解なことである。

こうした状況下で、6月、主として民主党と社民党両党間で、派遣法抜本改正問題について、政府の改正案に対する修正内容をめぐる「調整」作業が進められ、その修正内容で国民新党を加えて野党三党の修正案（共産党を除外）とし、解散間近の7月2日に衆議院に急遽提出した。しかし、国会解散によって廃案となった。

この詳しい事情は分からないが、これまでの着実な幅広い共闘関係など今後の運動にとって、この経過がいろいろの弱点を生み出し、この修正内容すら実現出来ない事態になりかねないことを憂えるものである。

「派遣法抜本改正を求める共同行動」というこれまでの運動体は、全労連系を除いた全国ユニオン、NPO法人・ガテン系連帯などによる「格差是正と派遣法改正を要求する連絡会」に変えられた。この新しい連絡会は、17日に関係野党を招き、「7・17実現しよう！野党共同法案を一派遣法改正をもとめて」を開催、160名が参加し、全国ユニオン鴨会長と社民党福島党首は、ともに「これを後退させず、派遣労働者の思いをこもった改正案をなんとか実現させたい」と強調した。

日本労働弁護団の年越し派遣村運動に関わった森一郎弁護士は、この集会で、修正案を「労働組合運動の結晶であり、成果だ」と期待を表明しつつ、不十分な点を指摘し、見直しを求めている。それは①製造業への派遣を全面禁止ではなく、「専門業務を除いて」として抜け穴として活用される可能性を残した点、②偽装請負や事前面接（労働者の特定行為）、多重派遣が「みなし雇用」規定の適用対象として明記されていない点、③専門26業務を除いて登録型派遣を禁止している点については、名ばかりの専門業務もあるので、その範囲をきちんと議論しなければならないといった点である。

全労連は、先の臨時大会議案について、野党三党修正案は、「その内容は製造業への派遣を全面禁止していないなどの不十分さがある」と指摘しているが、JMIUは7月17日の定期大会決議で「全野党協議による労働者派遣法改正案作成との約束を破り、日本共産党を排除したこと」を厳しく批判した。

総選挙後の新国会においては、政権交代という有利な環境、条件を最大限に活用して、森弁護士などが指摘する見直しを求める問題点をも含め、労働者派遣法の抜本的改正の実現をめざす必要がある。

関連して、「反貧困ネット」は、全労連臨時大会と同じ日の7月31日に「選挙目前！私達の望むこと」集会を360名が参加して開催し、集会宣言を採択して、16項目の柱からなる「私たちの要求、私たちの求める政策」を決定した。それは筆頭に「貧困率測定調査を行い、貧困削減の具体的数値目標をかける」ことを要求し、「雇用、労働」の項には① 不安定雇用をなくすため、労働者派遣法の抜本改正と有期雇用規制の強化を行なうこと② すべての労働者に雇用保険、社会保険の完全適用を行なうこと③ 雇用・労働条件の均等待遇を確立することについて、さらに細かい要求を明確にして、これまでの広範な運動のなかから必要とされたものが網羅されている。その点で画期的な内容となっている。

## 笹森清前連合会長の言動と連合評価委員会提言、連合運動

**連** 合労働運動の周辺で、最近とくに注目されているのは笹森清前会長（現中央労福協会長）の言動で、雑誌対談（『現代の理論』09春 19号「社会運動としての連合再生を」）や講演、シンポジウムなどで、自らの20年の連合運動の歩みを振り返りながら、「社会運動としての労働組合運動の再生がこれからの連合運動の“チェンジ”の柱」という内容の発言を繰り返して強調している。私も2時間半に及ぶ講演も聴き、その内容と誠実さに感銘を受け、連合運動が今後その方向に進むことに期待を抱いた。

笹森氏は、会長に就任して連合運動を変えていくために内部の強い反対論を説得して、各界の有識者7名に連合運動の実情を客観的に観察、分析させ、国民各層との交流も織り込んで、労働組合運動としての在り

方についての徹底した議論を求め、そこから率直に提言してもらう目的で「連合評価委員会」を設置した。委員会は、1年半にわたって地方組織からの意見聴取など多面的な活動を通して2003年9月に「連合評価委員会」最終報告をまとめたのであった。委員会のメンバーは、労働問題の専門家ではなく、中坊公平、神野直彦、大沢真理、寺島太郎、早房長治、イーディス・ハンソン、吉永みち子の各氏である。

その内容は、大変厳しいもので、「このままでは労働運動の社会的意義はますます希薄化する」、「労働運動の理念・思想の再構築を」、「働く者の意識改革を」、「企業別組合主義から脱却し、すべての者が結集できる新組織戦略を」、「職場から、地域から、空洞化する足元から再出発を」、「新しい協力と連帯の中心に連合が立つ」、その他こういった多くの大きな提言が書きこまれたものである。

その直後に開催された連合大会は、この最終報告書をそれほど論議が深められずに了承された。しかし、周辺は、この調子では「お蔵入り」か「神棚への安置」のままになるのではないということを危惧していた。笹森氏は最近、連合高木現会長が月刊機関誌『連合』09年1月号で「評価委員会の提言が、まさに連合運動の転機になった。私はその提言をやります」と評価委員の寺島氏との対談で答えていることから、「大変ありがたいことに、つながってはいる」と評価している。果たしてそうかなという感想をもつが、その高木会長も10月退任が決まり、後任は民間大企業パナソニック（旧松下電器）労組出身で電機連合中央執行委員長を歴任した古賀現事務局長が予定されているとのことである。

最終報告から満6年が経過したが、評価委員の一人、早房氏は、同じく月刊機関誌『連合』09年5月号の「連合結成20年、明日への提言⑤」で「提言は今も実現できていない。労働組合は、つねに“革新派”でなくてはならない。いまこそ、労組自体を変革していく勇気をもってほしい」として、少なくとも以下5つのことを実践しなくてはならないとしている。それは――

▼世界がどのように動いているのか、もっと熱心に、もっと厳密に学ぶべきである。連合幹部は、日本経済の過剰な外需依存に、どれほどの危機感を抱いてきたのか。

▼労組は、正規労働者のものではなく、働く者、皆のもの、という認識を改めて徹底させる。労組のなかで正規、非正規の性別をなくす重要な前提は、「同一労働、均等待遇」の実現である。

▼活動する労組、しかも「見える労組」にならなくてはならない。そのためには、ストライキなどの実力行使をためらってはならない。街頭でのデモ行進なども、少なくとも欧米諸国並みにおこなうべきである。

▼1970年代から顕著になった労使協調路線を見直す。労使の利害が、どこまで共通するか、異なるかについて徹底的に洗い直し、協調路線を検討する。

▼政治活動を活発化し、民主党の政権奪取を早める。政権獲得後、労働保護行政を強化することによって、労組の力を向上させる。この方法は、ある意味では、邪道かもしれないが、早道である。

この数年の日本労働組合運動は、小泉構造改革により広範に生み出された格差の拡大と貧困の広がり、深まり、ワーキングプアの増大に対して、国民の勤労諸階層を基盤とする社会的、市民的諸運動とともに、新たな闘いを発展させてきたが、笹森氏も中央労福協のトップリーダーとして市民運動諸団体とともに闘うなかで、連合運動の将来に、一定の展望と確信を抱き、連合内で正式に確認されながら、運動化されていない連合評価委員会最終報告を組織内に浸透させ、深く定着させていくチャンスという思いを強めているのではないと思われる。

連合内にも全国ユニオンなど非正規労働者を結集し、闘う連合へ脱皮させていかねばならないとする労働組合組織や組合幹部もじょじょに力量を強め存在感を増して、それが多様なルートで幅広く連携して成功させた「年越し派遣村」運動の経過が見事に示したように、上部組織の枠を超えた労働組合と社会・市民運動団体との新しい共同関係を築き上げたことは注目すべき成果であり、こうした運動を経験した組織内には、評価委員会の提言は素直に受け入れられ、実践されるであろう。

しかし、連合運動内に連合評価委員会の最終報告を組織と運動に再生させ、さらに今日の時代が求めている諸課題に取り組み、国民の期待に応えられる強いナショナルセンターとするためには、特に民間大企業組合とそれらを中心とする全国単産、またそこでの協調主義的労使関係の民主的改革が不可欠である。これが実現に向かう時に、「社会運動としての連合の再生」という基本的課題が解決の方向となるといってよいほど、日本労働組合運動の最も厳しく、容易ならざる障壁となっている。

この課題については、最終報告も特別に触れていない。現状のよう労働組合、労使関係へ質的に転換して40年の歴史が経過しているが、基本的に維持されたままである。改革の最大かつ基本を一言で表現すれば、労働組合運動の最高原則といわれている「労働組合民主主義の徹底」ということであろう。労働組合の民主的な役員選挙制度の確立、職場から構成される各級組合機関の単なる多数決主義によらない民主主義的運営、労働基本権の積極的行使による諸行動の確立などが組合員に保障されるならば、活力ある労働組合運動を展開することが可能となるはずである。また、こうした組合活動を通して労使対等の真に近代的な労使関係は確立され、日本の労働組合運動全体を前進、発展させる基幹的役割を果たす存在となるといっても過言ではない。

## 重要なもう一つの基本的課題

**重** 要なもう一つの基本的課題がある。これは連合評価委員会最終報告には具体的表現では提言されていないが、その基本的観点、姿勢には含まれ貫かれていると思われる連合以外のナショナルセンターである全労連、全国的組織の全労協など労働組合組織との共通する緊急課題での共同行動を積極的に提唱し、実現させていくという課題である。

労働組合運動が政府、財界の厳しい攻勢を受け、労働者、国民の既得の民主的諸権利や制度が危機的状況に直面する度に、周辺から共同して対抗する必要性、重要性を訴える声が高まり、歴史的には労働四団体の共同行動が、石油ショックの1970年代に、国民諸階層との連帯による「国民春闘」路線の闘いの中で実現したことがあった。しかし、その後、労働戦線内部の再編運動が推進されて、連合、全労連のナショナルセンターと全労協となり、対立関係は深まったが、1997年以降の連続的な労働雇用法制の厳しい改革との闘いの過程で、各組織が中央、地方で同時的、多発的にさまざまな対抗運動が展開され、エールの交換などが社会的に注目を集めていた。

この頃、笹森氏は、連合機関での挨拶や記者会見などで、他組合との共同や課題別の「限定共闘」への前向きな姿勢を示し、これへの期待感が高まったことがあった。しかし、それは他の幹部によって否定的にコメントされ、取り消される結果となったことを記憶している。

連合は、その後も「協力、共同」を容認する方針、発言はなく、高木会長が『週刊金曜日』08年1月11号の評論家佐高信氏の全労連が共同を申し入れてきたらどうするかという質問に答え、「原則はお断り、共闘を組むという形は難しい」と述べており、連帯、共同、団結、統一がキーワードとなっている今日の時代においても、中核をなす労働組合運動の分野では未だ明確な協力、共同の関係は形成されないまま推移していることは誠に残念なことである。一方、全労連は2000年以降、毎年、「既成観念を超えて」すべての労働組合組織に「協力、共同」を呼びかけ、また如何なる提案にも誠実に対応することを内外に表明していることは知られており、全労協とのこの関係はこれまで以上に密といわれている。

連合評価委員会最終報告は、「世界から見た日本の労働運動の再点検」を提言し、早房氏は「世界がどのように動いているのか、もっと熱心に、もっと厳密に学ぶべきである」と改めて述べているが、連合・国際代表でILO労働側理事の中島滋氏は月刊機関誌『連合』09年3月号に、本年1月29日にフランスの8労働団体が「共同声明」を発表して、サルコジ大統領の危機政策に反対し、労働者・生活者重視の克服策を求めて250万人が「見たかサルコジ！これがストだ」などとのプラカードを掲げて全国的な大規模ストライキ、デモ、その他の諸行動を各地で展開し、「事態を転換させた」ことを報告している。フランスではその後も3月19日（300万人）にも全国的労働組合組織の共同行動で、広範な国民の支持を背景に政府と財界への圧力を強めたのである。こうしたデモ、集会はフランスだけでなく、イギリスでもドイツでも、その他の諸国でも欧州労連の呼びかけに応えて行われている。

2009年8月、国民の投票権行使によって初の民主党中心の「政権交代」という歴史的な政治的結果を生み出した。その下での多くの労働者、国民諸階層の労働組合運動のあり方への期待は、ナショナルセンターや全国的労働組合組織が明確な相互協力、共同関係を確立し、国民生活の防衛と平和、人権、民主主義のための一致する課題での行動を展開することであろう。